

第 1 回合併協議会提案

| |
|---|
| 参 考 資 料 (第 2 回合併協議会協議事項) |
|---|

| | | | |
|---------------|-----------------------------------|------------|------|
| 参考資料 1 | 大館市・田代町合併協定基本項目に係る 任意合併協議会確認事項 | ----- | P 1 |
| 参考資料 2 | 協議案第 8 号 | 資料 1 ----- | P 2 |
| | | 資料 2 ----- | P 4 |
| | | 資料 3 ----- | P 5 |
| 参考資料 3 | 協議案第 9 号 | 資料 1 ----- | P 7 |
| | | 資料 2 ----- | P 8 |
| 参考資料 4 | 協議案第 10号 | 資料 1 ----- | P 10 |
| | | 資料 2 ----- | P 11 |
| 参考資料 5 | 協議案第 11号 | 資料 1 ----- | P 12 |
| | | 資料 2 ----- | P 13 |
| | | 資料 3 ----- | P 14 |
| | | 資料 4 ----- | P 15 |

第 2 回の大館市・田代町合併協議会の協議資料ですので
当日に持参してください。

【 平成 16 年 4 月 9 日 (金) 午後 1 時 30 分 田代町総合開発センター 】

○大館市・田代町合併協定基本項目に係る任意合併協議会確認事項

第5回任意合併協議会（平成16年1月23日）で確認

| 協 議 項 目 | 合 意 内 容 |
|-------------|---|
| 1 合併の方式 | 新設合併を基本とするが、自治体の規模等諸般の事情を勘案しつつ、法定合併協議会において協議するべきと考える。 |
| 2 合併の期日 | 合併特例法の特例措置期限内に合併することで、法定合併協議会において協議するべきと考える。 |
| 3 新市の名称 | 選定の方法を含めて、法定合併協議会で協議する。ただし、合併の方式が編入となった場合は、大館市を基本に法定合併協議会において協議するべきと考える。 |
| 4 新市の事務所の位置 | 事務所の位置は、現大館市役所とし、庁舎のあり方については、住民の利便性等を勘案の上、現田代町役場に支所（仮称）を置くことを前提に、法定合併協議会において協議するべきと考える。 |
| 5 財産の取扱い | 財産（権利及び義務を含む。）は、すべて新市に引き継ぐことを原則とするが、財産区等の特殊事情については、これまでの取扱いに十分配慮しながら、法定合併協議会において協議するべきと考える。 |

【協議案第 8 号 資料 1】

新設合併と編入合併の比較

| 項目 | | 新設合併 | 編入合併 |
|----------|----|--|---|
| 定義 | | 2以上の市町村の区域の全部又は一部をもって新たに市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。 | 市町村区域の全部又は一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。 |
| 法人格 | | 合併関係市町村の法人格は消滅し新たに法人格が発生する。 | 編入される市町村の法人格は消滅し、編入する市町村の法人格が継続する。 |
| 合併市町村の名称 | | 新たに定める。 | 編入をする市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することができる。 |
| 事務所の位置 | | 新たに定める。 | 通常は、編入する市町村の事務所の位置となるが、変えることもできる。 |
| 市町村の長 | | 合併関係市町村の長は失職するので、新たに選挙する。 | 編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。 |
| 特別職の職員 | | 合併関係市町村の職員は全て失職するので、新たに選任する。 | 編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員はすべて失職する。 |
| 議会の議員 | 原則 | 合併関係市町村の議会の議員は失職するので、合併市町村での定数を定めて、設置選挙を行う。 | 編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う）。 |
| | 特例 | 次のいずれかを選択する。 法定上限数の2倍以内で定数を定めて、設置選挙を行う。 合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、合併日から2年以内の期間、在任する。 | 次のいずれかを選択する。 編入される合併関係市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに、人口に応じた定数を増加配分し、増員選挙を行う。更に、これに続く一般選挙においてもこの特例定数をとることができる。 編入される市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併特例定数をとることができる。 |
| | | | |

| 項 目 | | 新 設 合 併 | 編 入 合 併 |
|--|----|---|--|
| 農 業 委 員 会 の 委 員 (合 併 市 町 村 に 1 つ の 委 員 会 を 置 く 場 合) | 原則 | 合併関係市町村の委員は全て失職する。 | 編入する市町村の委員はそのまま存在し、編入される市町村の委員はすべて失職する。 |
| | 特例 | 合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者で、10～80人の範囲で定めた数の委員が、合併日から1年以内の期間、在任する。 | 編入される市町村の選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者で、40人までの範囲で定めた数の委員が、編入する市町村の委員の残任期間、在任する。 |
| 条例・規則 | | 合併関係市町村の条例・規則は、全て失効するので、新たに制定等をする。 | 編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な制定や改正は行う)。 |

(注1) 合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は、被選挙権を失うこととなる場合は、失職する。

(注2) 農業委員会の委員については、一定要件に該当すれば、合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

【協議案第 8 号 資料 2】

秋田県内の事例

(1) 新設合併

| 合併年月日 予定 | 新市町村予定 | 合併関係市町村 |
|-------------|--------------|---|
| H16.3 | にかほ市 30,347 | 仁賀保町 11,951 金浦町 5,108 象潟町 13,288 |
| H16.11.1 | 美郷町 24,207 | 六郷町 7,286 千畑町 8,540 仙南村 8,381 |
| H17.3.19 | 市 85,388 | 横手市 40,521 平鹿町 14,941 雄物川町 11,300 大森町 8,103 大雄村 5,864 山内村 4,659 |
| H17.3.22 | 大仙市 98,326 | 大曲市 39,615 神岡町 6,209 西仙北町 10,897 中仙町 11,870 協和町 9,307 南外村 4,721 仙北町 7,905 太田町 7,802 |
| H17.3.31 | 市 33,565 | 角館町 14,676 田沢湖町 12,899 西木村 5,990 |
| H17.3 | 由利本荘市 92,843 | 本荘市 45,724 矢島町 6,246 岩城町 6,582 由利町 6,209 鳥海町 6,813 東由利町 4,860 大内町 9,794 西目町 6,615 |
| H17.3 | 湯沢市 58,504 | 湯沢市 34,963 稲川町 10,845 雄勝町 9,656 皆瀬村 3,040 |
| H17.3 | 市 35,711 | 天王町 21,687 昭和町 8,997 飯田川町 5,027 |
| H17.3 | 町 26,021 | 五城目町 12,372 八郎潟町 7,533 井川町 6,116 |
| H17.3 | 市 42,050 | 鷹巣町 21,818 森吉町 7,806 阿仁町 4,443 合川町 7,983 |

(2) 編入合併

| 合併年月日 予定 | 新市町村予定 | 合併関係市町村 |
|-------------|-------------|----------------------------------|
| H17.1.11 | 秋田市 336,646 | 秋田市 317,625 河辺町 10,669 雄和町 8,352 |

【協議案第8号 資料3】

先進地事例

(1) 新設合併

| 合併年月日 | 新市町村 | 合併関係市町村 |
|----------|-----------------|--|
| H11.4.1 | 篠山市 44,752 | 篠山町 22,229 西紀町 4,125 丹南町 14,503 今田町 3,895 |
| H13.1.21 | 西東京市 175,073 | 田無市 74,813 保谷市 100,260 |
| H13.5.1 | さいたま市 1,023,937 | 浦和市 484,834 大宮市 456,164 与野市 82,939 |
| H14.4.1 | さぬき市 57,772 | 津田町 8,370 大川町 6,977 志度町 22,939 寒川町 6,041 長尾町 13,445 |
| H14.4.1 | 久米島町 9,359 | 仲里村 5,122 具志川村 4,237 |
| H15.3.1 | 南部町 10,863 | 南部町 6,711 富沢町 4,152 |
| H15.4.1 | 東かがわ市 37,760 | 引田町 8,635 白鳥町 12,965 大内町 16,160 |
| H15.4.1 | あさぎり町 17,751 | 免田町 5,991 上村 5,404 岡原村 2,935 須恵村 1,471 深田村 1,950 |
| H15.4.1 | 静岡市 706,513 | 静岡市 469,695 清水市 236,818 |
| H15.4.1 | 宗像市 91,147 | 宗像市 81,588 玄海町 9,559 |
| H15.4.1 | 大崎上島町 10,131 | 大崎町 4,351 東野町 3,036 木江町 2,744 |
| H15.4.1 | 神流町 3,210 | 万場町 2,269 中里村 941 |
| H15.4.1 | 山県市 30,951 | 高富町 18,795 伊自良村 3,287 美山町 8,869 |
| H15.4.1 | 南アルプス市 70,116 | 八田村 7,016 白根町 19,247 芦安村 613 若草町 11,105 櫛形町 18,920 甲西町 13,215 |

(2) 編入合併

| 合併 年月日 | 新市町村 | 合併関係市町村 |
|-----------|--------------|----------------------------------|
| H13.1.1 | 新潟市 518,374 | 新潟市 494,769 黒埼町 23,605 |
| H13.4.1 | 潮来市 31,797 | 潮来町 25,694 牛堀町 6,103 |
| H13.11.15 | 大船渡市 45,159 | 大船渡市 36,569 三陸町 8,590 |
| H14.11.1 | つくば市 191,814 | つくば市 165,978 荃崎町 25,836 |
| H15.2.3 | 福山市 403,915 | 福山市 378,789 新市町 21,695 内海町 3,431 |
| H15.3.1 | 廿日市市 87,061 | 廿日市市 73,587 佐伯町 12,621 吉和村 853 |
| H15.4.1 | 呉市 205,382 | 呉市 203,159 下蒲刈町 2,223 |
| H15.4.1 | 新居浜市 125,814 | 新居浜市 125,537 別子山村 277 |

【協議案第9号 資料1】

合併の期日の留意事項と合併までの手続きの流れ

| 留意事項 | 合併までの手続き |
|--|---|
| <p>1 市町村が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(都道府県)、総務大臣による官報への告示など、様々な手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。</p> <p>2 期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案し、期日を決めることが望ましい。</p> <p>3 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。</p> | <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">大館市・田代町任意合併協議会</div> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">大館市・田代町合併協議会 《合併に係る協議》 《新市建設計画作成》</div> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">合併調印</div> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">《各市町議会の議決》 大館市議会 田代町議会</div> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">合併申請書作成</div> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">県知事に合併申請書提出</div> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">県議会の議決</div> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">知事が合併の決定</div> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">総務大臣への届出</div> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">総務大臣の告示 《新市誕生》</div> </div> <div style="margin-top: 20px; position: absolute; right: 20px; top: 350px; border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p>新市建設計画について県知事へ事前協議</p> <p>県知事から協議に対する回答</p> <p>知事に送付 総務大臣へ送付</p> </div> |

合併特例法の期限は、平成17年3月31日までであるが、今国会において、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したのものについては、現行の合併特例法の財政支援措置等を引き続き適用する旨の経過措置が設けられる見込みである。

【協議案第9号 資料2】

最近の市町村合併における手続き状況

(1)【新設合併】

| 手続 合併 市町村 | 任意合併協 議会 (開催回数) | 法定合併協 議会 (開催回数) | 合併協定書 調印 | 市町村議会の 合併議決 | 知事への申請 | 都道府県議 会の議決 | 知事の決定 | 総務大臣へ の届出 | 官報告示 | 合併の成立 | 協議会から合 併までの期間 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-------------|----------------|-------------------|---------------|-----------|-------------------|-----------|---------|------------------|
| 南部町 (山梨県) | H13.12.17 (3回) | H14.2.20 (13回) | H14.10.11 | H14.10.16 | H14.10.18 65日間 | H14.12.17 | H14.12.20 | H14.12.20 | H15.2.3 | H15.3.1 | 1年4ヶ月 |
| 東かがわ市 (香川県) | H11.9.22 (3回) | H12.4.1 (23回) | H13.5.30 | H13.6.1 | H13.6.4 146日間 | H13.10.17 | H13.10.25 | H13.10.25 25日間 | H13.11.19 | H15.4.1 | 3年6ヶ月 |
| あさぎり町 (熊本県) | H10.4.1 (4回) | H11.4.1 (43回) | H13.11.22 | H14.1.15 | H14.1.18 66日間 | H14.3.22 | H14.3.22 | H14.4.3 | H14.5.23 | H15.4.1 | 5年 |
| 大崎上島町 (広島県) | H12.11.10 (6回) | H13.7.1 (23回) | H14.9.10 | H14.9.30 | H14.10.30 78日間 | H14.12.17 | H14.12.17 | H14.12.19 | H15.1.29 | H15.4.1 | 2年1ヶ月 |
| 神流町 (群馬県) | H13.6.7 (4回) | H13.12.1 (10回) | H14.9.11 | H14.9.12 | H14.10.30 97日間 | H14.12.18 | H14.12.18 | H14.12.18 47日間 | H15.2.3 | H15.4.1 | 1年10ヶ月 |
| 山県市 (岐阜県) | H13.2.21 (3回) | H13.8.1 (13回) | H14.9.24 | H14.9.25 | H14.9.27 85日間 | H14.12.19 | H14.12.19 | H14.12.19 | H15.2.3 | H15.4.1 | 2年2ヶ月 |

(2)【編入合併】

| 手続 合併 市町村 | 任意合併協 議会 (開催回数) | 法定合併協 議会 (開催回数) | 合併協定書 調印 | 市町村議会の 合併議決 | 知事への申請 | 都道府県議 会の議決 | 知事の決定 | 総務大臣へ の届出 | 官報告示 | 合併の成立 | 協議会から合 併までの期間 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-------------|----------------|-------------|---------------|-----------|--------------|----------|---------|------------------|
| 福山市 (広島県) | | H14.1.21 (5回) | H14.10.10 | H14.11.6 | H14.11.6~11 | H14.12.17 | H14.12.17 | H14.12.19 | H15.1.29 | H15.2.3 | 1年2ヶ月 法定協から |
| | | 41日間 | | | 41日間 | | 41日間 | | | | |
| 廿日市市 (広島県) | H13.8.3 (8回) | H14.4.1 (7回) | H14.11.7 | H14.11.15 | H14.11.15 | H14.12.17 | H14.12.17 | H14.12.19 | H15.1.29 | H15.3.1 | 1年7ヶ月 |
| | | | | 32日間 | | | 41日間 | | 41日間 | | |
| 呉市 (広島県) | H13.6.5 (4回) | H14.4.4 (6回) | H14.8.8 | H14.9.13~18 | H14.9.18 | H14.12.17 | H14.12.17 | H14.12.19 | H15.1.29 | H15.4.1 | 1年10ヶ月 |
| | | | | 90日間 | | | 41日間 | | 41日間 | | |
| 新居浜市 (愛媛県) | | H14.4.1 (7回) | H14.11.2 | H14.11.8 | H14.11.12 | H14.12.9 | H14.12.12 | H14.12.12 | H15.2.3 | H15.4.1 | 1年 法定協から |
| | | | | 34日間 | | | 53日間 | | 53日間 | | |

【協議案第 10 号 資料 1】

新市の名称の留意事項と先進事例

| 留 意 事 項 |
|--|
| <p>1．新市名は、住民のニーズや歴史的・地理的背景、1市1町の首長や議会の意向等踏まえ、総合的に決定する必要がある。</p> <p>2．新設合併の場合、現在の市町の法人格の全てが消滅し、新たな市として1つの法人格が発生するため、新市の名称を新たに定める必要がある。</p> <p>3．名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができる。もちろん、現在の名称を使用することもできる。</p> <p>4．従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものが多かったが、最近は、その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多い。</p> |
| 先 進 事 例 |
| <p>西東京市 住民公募の後、小委員会を設置して10点まで絞り込みを行うこととした。応募は市内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広い参加をお願いし、多くの応募があった。 選定は困難を極めたが、地理的イメージ、地域的特徴、歴史・文化、市民の理想表現、合併記念、その他の分類で絞り込みを行った。それを協議会では委員全員で無記名投票を行い5点まで絞り込んだ。さらに、市民意向調査を実施し、市民の投票数がもっとも多かった「西東京市」に決定した。</p> <p>篠山市 任意協議会で新市の名称を「篠山」を入れたものとする事は決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、町長会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果、一体感醸成の観点から最終的に「篠山市」に決定した。</p> <p>さぬき市 7月24日開催の第4回合併協議会において、5町で実施した住民アンケート調査の最終結果の内容及び第3回合併協議会時に意見として確認された各町10案の名称を提出し、総合的な見地から慎重に協議を行った結果、下記の選定理由で新市の名称は「さぬき市」とするということで確認した。 ・香川県の旧国名であり、さぬきうどんや讃岐平野などに表されるように、全国的にも知れ渡った知名度を有する。 ・住民アンケート調査10傑においても、5町総合の上位に位置し、5町の小中学校等に対するアンケートにおいても、「さぬき市」がふさわしいとする意見が多かった。 ・新市における住民の一体感の醸成、産業・観光振興等のまちづくりにおいても、最も合併の効果を活かせる名称である。</p> |

【協議案第10号 資料2】

(1) いずれかの合併市町村名を採用した例

| 都道府県名 | 新市町村名 | 形式 | 合併年月日 | 旧市町村名 |
|-------|-------|----|-----------|--------------|
| 新潟県 | 新潟市 | 編入 | H13. 1. 1 | 新潟市、黒埼町 |
| 茨城県 | 潮来市 | 編入 | H13. 4. 1 | 潮来町、牛堀町 |
| 岩手県 | 大船渡市 | 編入 | H13.11.15 | 大船渡市、三陸町 |
| 茨城県 | つくば市 | 編入 | H14.11. 1 | つくば市、荃崎町 |
| 広島県 | 福山市 | 編入 | H15. 2. 3 | 福山市、内海町、新市町 |
| 山梨県 | 南部町 | 新設 | H15. 3. 1 | 南部町、富沢町 |
| 広島県 | 廿日市市 | 編入 | H15. 3. 1 | 廿日市市、佐伯町、吉和村 |
| 静岡県 | 静岡市 | 新設 | H15. 4. 1 | 静岡市、清水市 |
| 広島県 | 呉市 | 編入 | H15. 4. 1 | 呉市、下蒲刈町 |
| 愛媛県 | 新居浜市 | 編入 | H15. 4. 1 | 新居浜市、別子山村 |
| 福岡県 | 宗像市 | 新設 | H15. 4. 1 | 宗像市、玄海町 |

(2) 新しい名称を採用した例

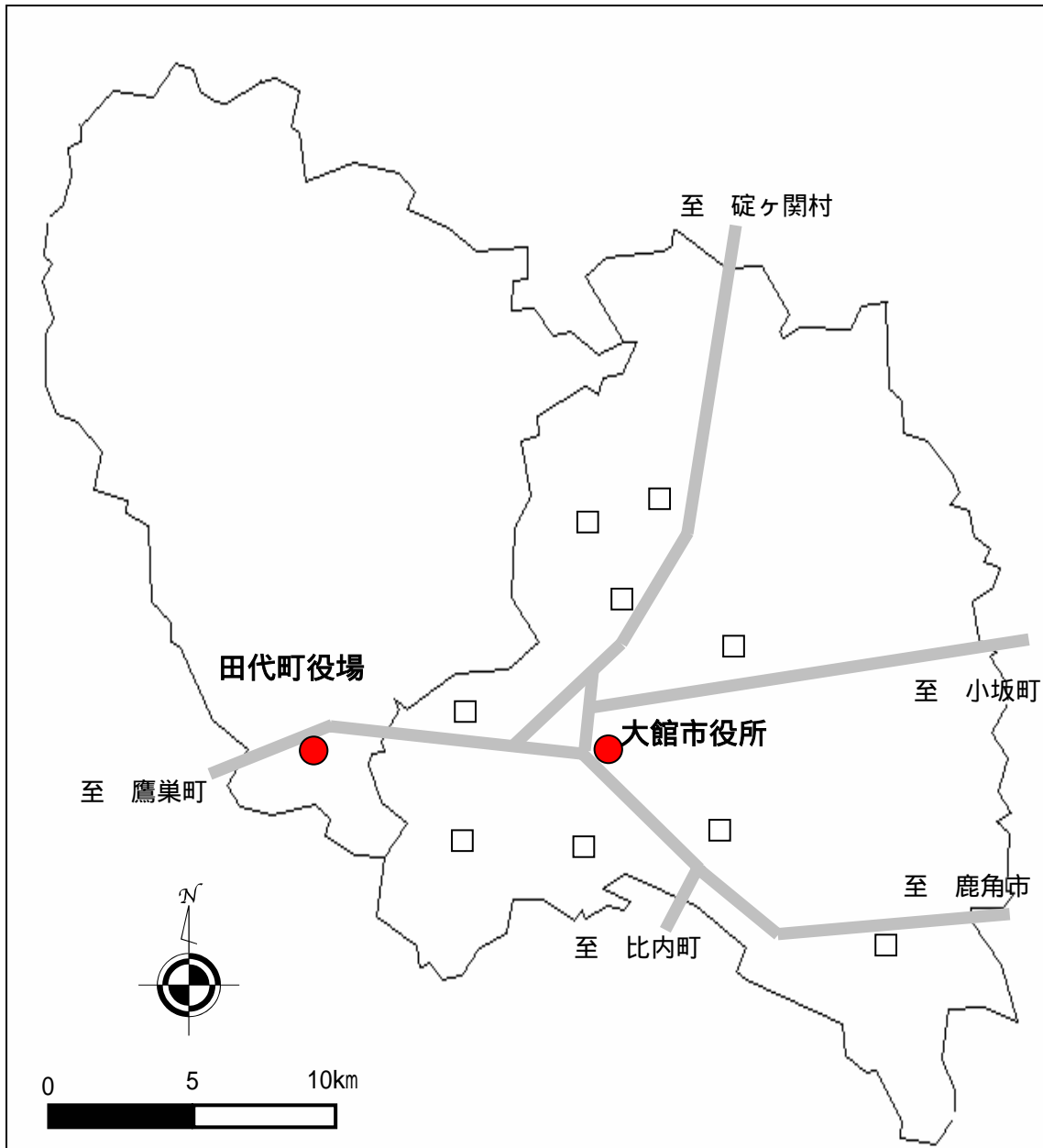
| 都道府県名 | 新市町村名 | 形式 | 合併年月日 | 旧市町村名 |
|-------|--------|----|-----------|-------------------------|
| 東京都 | 西東京市 | 新設 | H13. 1.21 | 田無市、保谷市 |
| 埼玉県 | さいたま市 | 新設 | H13. 5. 1 | 浦和市、大宮市、与野市 |
| 香川県 | さぬき市 | 新設 | H14. 4. 1 | 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 |
| 沖縄県 | 久米島町 | 新設 | H14. 4. 1 | 仲里村、具志川村 |
| 群馬県 | 神流町 | 新設 | H15. 4. 1 | 万場町、中里村 |
| 山梨県 | 南アルプス市 | 新設 | H15. 4. 1 | 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町 |
| 岐阜県 | 山県市 | 新設 | H15. 4. 1 | 高富町、伊自良村、美山町 |
| 広島県 | 大崎上島町 | 新設 | H15. 4. 1 | 大崎町、東野町、木江町 |
| 香川県 | 東かがわ市 | 新設 | H15. 4. 1 | 白鳥町、大内町 |
| 熊本県 | あさぎり町 | 新設 | H15. 4. 1 | 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村 |
| 宮城県 | 加美町 | 新設 | H15. 4. 1 | 中新田町、小野田町、宮崎町 |

【協議案第11号 資料1】

現況

| 大館市 | 田代町 |
|--|--|
| <p>大館市役所</p> <p>住所</p> <p>大館市字中城 1 4 番地の 3</p> <p> " 1 7 番地の 1</p> <p> " 1 7 番地の 2</p> <p> " 1 7 番地の 3</p> <p> " 1 8 番地の 1</p> <p> " 1 8 番地の 2</p> <p> " 2 0 番地</p> <p> " 2 3 番地</p> <p> " 2 4 番地</p> <p>字片町 9 番地</p> <p> " 9 番地の 2</p> <p>施設規模</p> <p>地上 3 階</p> <p>敷地面積</p> <p>9,736.25 m²</p> <p>延床面積</p> <p>6,197.13 m²</p> <p>竣工</p> <p>昭和 2 9 年 1 2 月 2 0 日</p> <p>昭和 5 1 年 1 0 月 1 日 増築</p> <p>昭和 5 6 年 4 月 1 日 増築</p> <p>同一敷地内の独立した他の施設</p> <p>なし</p> | <p>田代町役場</p> <p>住所</p> <p>北秋田郡田代町早口字上野 4 3 の 1</p> <p>施設規模</p> <p>地上 3 階地下 1 階</p> <p>(一部地上 4 階地下 2 階)</p> <p>敷地面積</p> <p>8,418.33 m²</p> <p>延床面積</p> <p>3,128.8 m²</p> <p>竣工</p> <p>昭和 5 3 年 8 月 3 1 日</p> <p>同一敷地内の独立した他の施設</p> <p>田代町立図書館</p> <p>田代町総合開発センター</p> |

市役所・町役場・出張所位置図（現況）



凡例 ● 市役所、町役場 出張所

合併時の庁舎の利用方式の例

| 方式 | 概要 | メリット | デメリット | | | | | | |
|---------|--|--|---|---------|---|---------|---|---|--|
| 本庁方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の機構組織を本庁 1 ヲ所に集約する。 ・ 他の庁舎は、窓口的機能を持つ支所・出張所となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ マンパワーが効率的に活用でき、事務の効率化が図られる。 ・ 住民に与える新市町村誕生の印象が強い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の利用では対応できない場合があり、その場合は新庁舎を増築 ・ 新築するのに多大な費用を要する。 | | | | | | |
| 分庁方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併関係市町村の従前の庁舎を、行政機能を振り分けて利用する。 <p>(例)</p> <table border="0"> <tr> <td>教育・商工部門</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>福祉・農林部門</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>総務・建設部門</td> <td>町</td> </tr> </table> | 教育・商工部門 | 町 | 福祉・農林部門 | 町 | 総務・建設部門 | 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の利用のため建設費用(改装費程度)は、少なく済む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各業務部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑う。 ・ 管理上は非効率である。 ・ 新市町村の一体感が醸成されにくい。 ・ 住民に与える新市町村誕生の印象は弱い。 |
| 教育・商工部門 | 町 | | | | | | | | |
| 福祉・農林部門 | 町 | | | | | | | | |
| 総務・建設部門 | 町 | | | | | | | | |
| 総合支所方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理部門や事務局部門を除き、合併関係市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や職員にとって最も現状に近く、違和感がない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数が今と同数程度必要であり、合併による事務の効率化が図りにくい。 ・ 管理上は非効率である。 ・ 新市町村の一体感が醸成されにくい。 ・ 住民に与える新市町村誕生の印象は弱い。 | | | | | | |

事務所の位置に関する法令の抜粋

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

- 第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- 3 第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

- 第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。
- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【用語解説】

支 所

市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。

出張所

住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。